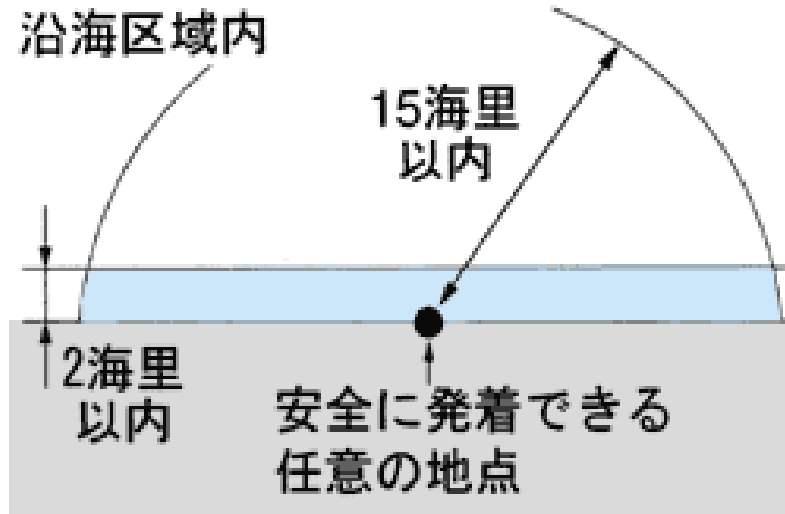
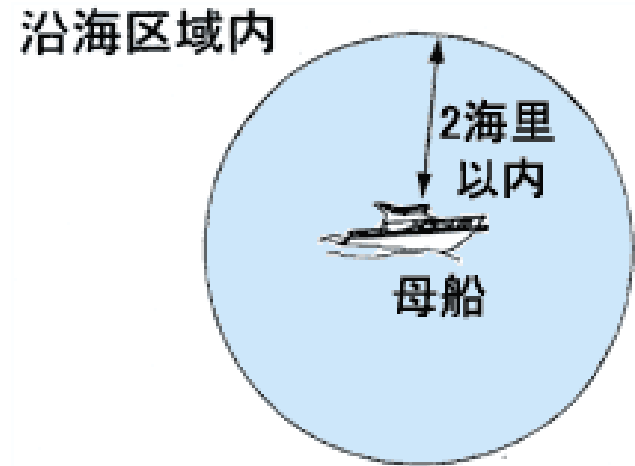


水上オートバイの航行区域について

水上オートバイの航行区域については、「沿海区域 ただし、安全に発着できる任意の地点から 15 海里以内の水域のうち、当該地点における海岸から 2 海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項（平水区域）の水域のうち海岸から 2 海里以内の水域に限る。」と定められています。



母船に搭載して使用することが認められている場合でも、沿海区域内で母船を中心に半径 2 海里以内の水域に航行区域が限られています。



- ・「安全に発着できる任意の地点」とは「水上オートバイを降ろした地点」となります。
- ・「海岸から 2 海里の水域」について、**沿海区域においては**沿岸と離島との間に沿岸から 2 海里の地点と、離島から 2 海里の地点が重複した場合であっても、当該地点における海岸から 2 海里の地点を越えるため航行区域違反となり、航行できません。
- ・航行区域について詳しくは、船舶検査証書等で確認してください。

 **水上オートバイが航行できる区域の例**

15海里以内の水域

水上オートバイを降ろした地点

伊豆半島から2海里

伊豆半島から2海里

初島から2海里

伊豆半島 - 初島間
水上オートバイは航行出来ません

